

●企画総務委員会所管

施設使用料の見直しについて

◆福田妙美 委員 引き続き公明党の質問をさせていただきます。

私からは、区民への説明責任を果たしていくべきだという観点から質問させていただき たいと思います。

現在、人口九十万人の区の区民の暮らしをつくる平成三十年度の一般会計当初予算は、 前年度比三十一億円増の三千十九億円となりました。歳入においては、ふるさと納税の影響は約四十億円、地方消費税交付金二十九億円による減収は、持続可能な財政基盤の構築 を揺るがす要因となりつつあります。

私も平成二十七年の第一回定例会において、ふるさと納税制度の改正による減収への対策を求めましたが、区は対応が後手となり、ことしに入り、やっとスポーツ施設などの公共施設の改築などに充てるクラウドファンディングを開始いたしました。

また、現在、区の資産で占める割合が大きいのが公共施設です。固定資産が世田谷区は約一兆六千億円のうち、公共施設が占めるのは約三千百億円というふうになっております。区の占める公共施設という大きな資産に対して、私を初め我が会派といたしまして公共施設のマネジメントというものを求めてまいりました。区は、それにあわせて公共施設白書の作成、また、公共施設整備計画の作成により、長寿命化など平準化を進めていくことは大変評価いたします。しかし、昭和三十年から五十年代に整備された公共施設は全体の約六〇%、築六十年を迎える改築ラッシュのピークの平成四十年以降の時期をどう乗り越えるのかという課題は大きく残っております。

公共施設の更新と整備、維持管理にかかる年平均経費は六百二十九億円。従来の経費を 百億円超過しています。高齢者人口の増加などから民生費は年々増加傾向で、三十年度は 前年度より七十八億七千万円増で、一千四百億円を超え始めました。今後も増加傾向が予 測されていきます。

その上で、持続可能な財政基盤の構築はあらゆる手法を取り入れていく必要が高まって まいりました。今回、公共施設の利用料金の改正案が示されています。公共施設の利用料 金は指針に基づき二年から三年ごとに見直しが行われているということですが、今回の施 設使用料の改正の考え方について、まずは伺いたいと思います。

◎田中 政策企画課長 今回の施設使用料の見直しですけれども、前回見直しを実施した 平成二十五年度以降、消費税増税を経て諸経費の変動もあり、施設の管理運営経費が増加 している状況を踏まえ、区民サービスの維持に向けて見直しを行う必要があることから、 平成三十年十月に料金改定を実施するものです。

見直しの基本的な考え方としましては、区民生活への影響に配慮し、利用者負担の大きな上昇を抑えることを念頭に置いた改定としております。



例えば地区会館や区民集会所などですけれども、おおむね二割未満の改定とし、利用者 負担率を平成二十五年度の前回改定時と同程度になるよう抑制するとともに、子ども、高 齢者、障害者のプールなどの個人利用は据え置きとしております。

◆福田妙美 委員 強固な財政基盤の構築のために経費削減への工夫というのはまず第一ですが、今回、利用者負担の見直しがなされるということで、ただいま説明がありましたが、適正な利用者負担の導入指針というのが世田谷区にはあります。これがそうですけれども、これに基づいて今回改正を行うということです。

区は、区民、議会に説明をされているつもりだとは思いますけれども、区民アンケートでも老朽化した施設と新しい施設での不公平感や利用料の算定への説明責任を果たすことが求められていますが、いま一つ、この説明責任が納得できるような説明へと至っていません。

このような状況が生み出されているのは何か原因があるというふうに私も思っております。そのずれを是正していかなくては、幾ら説明をしていますといっても、この溝が埋まらないと思いますが、区は、この利用料をどのように決めていらっしゃるのでしょうか。

◎田中 政策企画課長 利用料の決め方での御質問ですけれども、平成二十二年度に策定しました適正な利用者負担の導入指針では、サービス提供の財源を確保するため、施設の性質区分ごとに、利用者負担の割合について一定の基準を定めており、例えば区民集会施設は利用者負担率を一から五割で設定しております。今回の使用料の見直しは、この基準を一つの目安とした上で、施設の管理運営経費が増加している状況を踏まえ、実施するものです。

見直しに当たっては、平成二十五年度と二十八年度で経費比較を行いまして、例えば地区会館及び区民集会所の場合、施設の管理運営経費が平成二十五年度実績の四億九千九百万円から約五億九千三百万円と増加しており、利用者負担率につきましては一九・七%から一六・六%に下がっている。こういった状況などについてわかりやすくグラフ化し、見直しの考え方とともにパブリックコメントやホームページで周知するなど、できる限り区民の方々への丁寧な説明に努めてきたところです。

◆福田妙美 委員 御説明はいただきましたけれども、今回は区民集会所などが改正されるということですけれども、世田谷区の適正な利用者負担の導入指針というものに基づいているということですが、どこら辺がポイントになっているのかというのを少し拡大してみました。

世田谷区の導入指針の中にある図を私なりに大きくつくってみましたけれども、今回の、 例えば公共施設の中でも導入が行われるのは、世田谷区の場合は、この四つの分類に分け て施設を置いています。それで、この分類ごとに利用者の負担の割合を決めているという



ことで、こちらが必需的で、こちらが選択的、公益性、収益性というので大まかになっていまして、ゼロから五〇%、五〇%から一〇〇%という大きなカテゴリーの中で割合を決めていくことになっております。これだけ大きな割合のところにどこにその施設が細かく入っていくのかというところがポイントになるんですけれども、これだけの大きな割合ではなかなか決めがたいところがあるのではないかと思います。

この不明瞭だなと思っている部分が、実は利用者負担率というところになります。この 老朽化した施設と改築後の施設との違いといったものをどういうふうに反映していくのか とか、また、一割から五割という大きな範囲ではなかなか理解しがたい説明責任の部分が ございます。

そこで、私がいろいろ調べてみましたら、これは岐阜市で示している算定基準です。岐阜市では明確に算定基準を示しています。これが岐阜市では十六のカテゴリーに分けて、それぞれの公共施設を細かく分類しています。ですので、利用者の負担を七〇%なら約七〇%ということで、五〇%から九〇%の間に入るような形で示しています。ですので、ぶれが少なくなりますので、算定基準も明確になってまいります。

このように、岐阜市では具体的に示しているのは、負担者の割合が明確になっているところと、あともう一つが算定基準を明確にあらわしています。これが例えば二百平米の会議室Aを二時間利用する場合というときの算定基準を示しています。ここの会館は会議室AとB、両方合わせて三百平米というところをまず示し、そしてこの施設全体の原価というところなんですが、人件費、物件費などを入れて、ここは減価償却費まで入れております。そして、年間の開館時間が二百五十時間ということと、あと性質別負担割合というのが、先ほどのところに示した、これが七五%の施設になります。そして、貸し出しの面積の合計が三百平米、ここが基本的な数字をまずあらわしまして、一平米当りの年間の原価を計算し、そして一平米当たりの時間単価を出します。そうしますと、一室当たりの部屋の、二百平米のお部屋ならば六千四百円というふうに示されて、今度は一室当たりの使用料は六千四百円に負担割合七五%というのを掛け合わせまして四千八百円と、このように市民に明確に示しているということでございます。

世田谷区の場合ですけれども、世田谷区の場合は、今回お示しいただきましたけれども、 三年前の改正のときの基準になるべく合わせていくというような御説明をいただいており ますが、具体的にはこのような算定基準が明確には示されていないというのが事実であり ます。

そこで、まず適正な利用者負担の導入指針の見直しが必要ではないかというふうに思います。今回の利用料の改正の説明にも、今後増大する公共施設の更新、維持費の増大に触れていますが、本来の利用者の負担には入っていない要素でもあります。

今後、持続可能な財政基盤の構築のため、利用者負担と区民全体での税負担の割合の考え方も改めて検討していかなくてはなりません。三十年度から新公会計制度が導入されます。公有財産の台帳でのデータの管理から、資産形成の必要額を加え、減価償却費を計上



することも可能となり、資産管理から活用の視点が可能となります。新公会計制度の導入 とともに、利用料金のもとになる経費の考え方も、減価償却費を加えていくかどうかの検 討も可能な状況になってまいります。

区民への説明責任を果たすためにも、適正な利用者負担の導入指針の見直しの観点から 伺いたいと思います。新公会計制度が導入され、今後、利用者負担の算定のもとになる管 理運営費、現在は入っていない減価償却費などを対象とするのか検討すべきと考えますが、 区の見解をお聞かせください。

◎田中 政策企画課長 今回見直しさせていただきました。もうさらにその先の見直しということですけれども、区民生活を取り巻く状況は変化してございます。消費税増税や幼児教育の無償化の動向、また、さまざまな区民活動の展開など、そういった社会状況の変化を幅広く捉えた検証を行う必要があり、利用者負担率にとどまらず、使用料見直しの要否というのを総合的に判断する必要があるのではないかと考えております。

御指摘いただいた減価償却費などにつきましては、現在、利用者が負担するコストには 含めておりませんが、今後の改築や大規模改修に多くの経費がかかる中で、施設コストを 適正に把握していくためにも、岐阜市の例を出していただきましたが、他自治体の状況も 踏まえまして、改めて利用者負担の範囲についての検証が必要であると認識しているとこ ろです。

◆福田妙美 委員 ぜひとも御検討をよろしくお願いいたします。

実は数年前なんですけれども、町田市にこの新公会計制度が導入されてからということで、私たち会派で視察に伺ってまいりました。その際に、町田市のほうからいただいてきたのが事業別財務諸表ダイジェストというものです。こちらのほうは、市民の方々に税金がどのように使われているのかということをあらわすためにあるものですが、その中をこちらに大きくしてみましたけれども、余りよく見えないかもしれませんが、このように事業別に財務諸表をあらわして、町田市では特に市民の方が御利用されていて御理解がしやすいものを、このように財務諸表としてあらわしています。

そしてポイントは、実は余り見えませんけれども、一日当たりのコストというものをあらわしています。ここがポイントになりまして、一日当たりとか、一人当たり、一部屋当たりというコストを示すことで、私たちでいえば、区民の方々がこの事業で税金がどのように使われているのかというのが非常に理解しやすくなってくるというのがポイントです。

町田市では、これを事業ごとの値札というふうに言っています。事業の成果が上がっているのか、税金が効果的に使われているのかということが、新公会計制度が入ってくれば、このことを明確に示すことができるということで、町田市では、さらに市民の方にわかりやすく説明していく一つのツールとしてこれをお示ししているそうです。

また、以前、浜松市も視察に伺ってきたんですけれども、そこでもやはり公共施設の整



備におきましても、また、市民の方々に公共施設のあり方について説明していく上で、当たりコスト、一人当たりどれぐらいかかっているのか、一部屋当たりどれぐらいかかっているのかというコストを示しながら、住民の方々に御理解をいただき、また情報を共有しているということです。これによって、事業の成果が上がっているのか、また、税金が効果的に使われているのかが明確にわかっていくということには大変効果があると言われています。

この使用料の財政の見える化をして、区民への税の使われ方の説明のためには、財政の 見せる化、そして、わかる化につなげていかなくては、参加と協働の公共施設の利用と維 持へとつなげることができないのではないでしょうか。

ここで伺いますが、新公会計制度の導入後、区民に施設または事業ごとに税の使われ方をわかりやすく示す工夫を凝らした冊子などの作成が必要と考えますが、区の見解を伺います。

◎中西 政策経営部副参事 今、町田市の冊子を御紹介いただきまして、わかりやすくということでしたけれども、世田谷区でも、使用料、利用料の算定や各施設のコストの抑制などの改善に向けまして、施設別行政コスト計算書というものをつくっておりまして、「世田谷区の財政状況」という冊子で区民にお知らせしてございます。

この施設別行政コスト計算書につきましては、今後、新公会計を導入しまして、財務システム上の仕訳による統一したルールの運用により、また、人件費も実態に即して割り当てることで、より精緻な計算結果をお示しできるようになると考えてございます。

また、間接経費の明確化ですとか、設備投資、建物の長寿命化といった経費を減価償却費に盛り込むなど、建物の資産価値や保全経費も積み上げたフルコストを明確にする手法についても今検討を進めております。

こういったことによりまして、先ほどお話にもありました利用者負担の範囲をどこまでにするのかですとか、そういった議論を行うのに必要な基礎データの見える化をするとともに、先ほどお話にあった、一人当たり、一日当たりといったデータのようなものも加えて、区民にわかりやすくお知らせしていくような冊子づくりをしたいと考えてございます。

◆福田妙美 委員 ぜひともよろしくお願いいたします。

今後、この適正な利用者負担の導入指針への改正に向けて、新公会計制度の導入後、施設の管理運営費を検討し、算定基準を明確に定め、区民に説明責任を果たすべきと考えますが、区の見解をお聞かせください。

◎中西 政策経営部副参事 今お話しございました適正な利用者負担の導入指針ですとか、また、次の使用料、利用料の見直しに当たりましては、まず利用者負担の考え方と算定基準をしつかりと整理して、区民より御指摘いただいた点への御回答をお示しすることが何



より肝要と考えてございますが、考え方の根拠となるデータも新公会計等を使いまして同時にお示しすることによって、納得感を持って御理解いただけるものと考えてございます。

先ほどお話にございました浜松市の例ですと、施設ごとにカルテを作成し、工事の履歴ですとか利用状況、維持運営コスト、面積当たりコスト、一人当たりコストなどを示していまして、施設の運営状況とコスト、それから利用者収入を対比して、妥当なのかということがわかるようになっております。

また、岐阜市の例は指針の参考になる事例だと思っておりますので、このような先行事例なども参考にしながら、施設別行政コスト計算書の改善充実とともに、指針の改定に向けて算定根拠のわかりやすい資料づくりに努めてまいります。

洪水ハザードマップについて

◆福田妙美 委員 ぜひとも区民が納得できる判定基準を示しながら改定をお願いいたします。

続きまして、洪水ハザードマップについて伺ってまいりたいと思います。

近年、集中豪雨による水害が頻発しております。広域にわたる都市部での浸水や地下空間の浸水など甚大な被害が発生しています。昨年は、世田谷区内においても豪雨、落雷などによる被害が発生しました。

昨年の台風二十一号では、十月二十二日の夜八時に土砂災害に関する避難準備・高齢者 等避難開始を発令しました。この際、私も安全を確保しながら避難所を回っていきました。 すると、この土砂災害の避難準備の発令時は、高齢者の方は単独避難が難しかったがため か、近隣の方の協力を得ながら避難されている方もいました。

そして夜が明けると、朝七時十五分、今度は多摩川の洪水に関する避難準備・高齢者等 避難開始が発令されました。今度は多摩川と、そして野川、仙川に挟まれている地域の高 齢者の方々の顔が浮かび、地域を巡回していますと、何と多摩川の河川敷には、河川の水 位を確認しに来ている人の姿が多く見られました。

水害、土砂災害は突然襲う地震と異なり、個々の安全な避難行動で被害を軽減することができます。一昨年の鬼怒川の決壊は、計画規模を超えた降雨により甚大な被害をもたらしました。想定外の洪水の被害を軽減するためには、ハード対策とあわせてソフト対策の重要性が認識されました。

昨年、国土交通省が想定雨量を、多摩川流域の四十八時間総雨量を五百八十八ミリという激しい雨の想定に変更いたしました。

私から、平成二十九年予算委員会にて提案をいたしました、一連の降雨で同時に発生し やすい水害と土砂災害の情報の一元化を求め、区は情報を一元化したハザードマップを作 成、配布いたしました。

このたび、区内には新たな土砂災害の警戒区域が指定もされました。この新たな情報を 踏まえ、水害と土砂災害の一元化のハザードマップの作成が必要と考えますが、まずは区



の見解をお聞かせください。

◎荒 災害対策課長 新たに指定された土砂災害警戒区域等を含めた土砂災害ハザードマップは、来年度更新し、前回同様、秋ごろまでには今回指定の周辺住民への戸別配布や区窓口で配布いたします。

また、委員御指摘の洪水ハザードマップへの土砂災害警戒区域等の併記も、周辺住民への大切な情報提供と考えておりますので、あわせて更新してまいります。

◆福田妙美 委員 よろしくお願いいたします。現在、日本を訪れる外国人も約二千八百万人を超え始め、そして東京二〇二〇では、多くの外国人が日本を訪れることはもちろん 予測ができることであります。

ここ世田谷区内に住む外国人は年々増加傾向にあり、現在では二万人。年々ふえる外国 人の方に、またさらに民泊というものも本格的にスタートいたします。

こういった状況の中で、外国人に対する情報提供が課題になってまいります。外国人の住民の方は日本語を十分に理解できるとは限りません。そのため、災害が発生した場合の情報収集が不十分となり、避難行動や必要な支援を得ることができなくなります。また、日本で生まれ育ち、小学校などでの避難訓練などの経験がなく、出身国によっては被災経験の種類や有無も違いがあり、災害に対する知識が乏しく、災害への適切な行動につながりにくい現状もあります。そのようなことから、外国人も災害時の要援護者として位置づけられています。

外国人への情報提供のため、洪水ハザードマップの多言語化への対応が必要と考えます。 在住外国人のみならず、訪れた外国人にも情報提供するためには、携帯で確認ができるア プリなども視野に入れて検討していく必要があると思いますが、区の見解をお聞かせくだ さい。

◎荒 災害対策課長 今後、区内外国人の水害、土砂災害のリスクの認識状況等を踏まえ、 ハザードマップの多言語化の必要性について検討するとともに、関係所管とも連携し、外 国人向けのイベント等でも周知を図ってまいります。

◆福田妙美 委員 よろしくお願いいたします。

私が前回の質問のときに洪水ハザードマップと土砂災害の一元化ということで、そのことを求めてまいりまして、それが一定の形で区民に配布はされていますけれども、この洪水ハザードマップ自体は、区民たちがみずから水害の危険性や避難の方法を理解して、適切な避難行動をとるように促すためにつくられています。これによって人的被害の軽減を図るためのものになっていますけれども、区民の方々がその内容を十分に理解して、水害時に適時的確な避難行動をとれるようになることは、実は難しい課題が幾つか残されてい



ました。

私はこのハザードマップを持って地域を何軒も回っておりましたが、この新しくなったハザードマップがどのように何が変わったのかということをまず御理解していなかった方々、また、この土砂災害のことも一元化されているんですよと言っても、避難方向にそのようなものがあることも知らなかった。

また、一番の大きいところは、地震に対する避難訓練等は日ごろから行っているので、 避難所が同じだと思っていたという方々がいましたが、実は水害のときにおきましては、 避難所がまた別になっている地域がございます。こういった場合には避難所を間違えてし まうというような大きな違いが出てきますと、やはり命に及ぶ危険性も出てくるのではな いかと思っております。

こういった水害に対する理解というのは、実はなかなか促進していないことがわかりました。この洪水ハザードマップの配布、公表だけの一過性で終わらないように、洪水ハザードマップを区民がみずから活用して、個々人の避難行動につなげて命を守っていただくことが一番大切です。

そのためにも、区民への説明会等の開催を前回求めましたが、区はその後どのように区 民への周知を行ったのでしょうか。説明会、イベント等の機会を利用した周知、また、区 民みずからが避難計画を考えるワークショップ、防災教育・学習、また、防災訓練等での 利活用等の取り組みを積極的に行うべきと考えます。

例えば、なかなか水害というものがどういうものかというのが理解しにくい、自分の生活区域の中ではどうなっていくのかが理解しにくいといった方々には、やはり映像なども示し、また、専門家による説明をいただいて、被害がどのようになっていくのかということを理解していただくシンポジウムなどを行って、命を守っていく行動に確実につなげていく、こういったことも必要ではないでしょうか。

また、毎年、水防訓練も実施されています。この水防訓練の時期とあわせてシンポジウムなど、皆様、区民の方々に御理解していただく促進につながる行動を、区が先駆を切って行っていくべきと考えます。各地域ごとの水害に対応する、また、避難経路のマップの作成も非常に実効性があると考えます。

今後も区民の安全な避難行動につながる説明、周知を継続的に行うべきと考えますが、 区の見解をお聞かせください。

◎荒 災害対策課長 区が作成しておりますハザードマップは、水害、土砂災害に関するさまざまな情報を掲載しております。洪水ハザードマップでは、浸水のおそれのある区域や避難所を、土砂災害ハザードマップでは土砂災害警戒区域、特別警戒区域や避難所を地図で示しております。また、気象庁などから発表される気象情報や洪水予報、区から発令される避難情報の種類やとるべき避難行動、日ごろからの備えや情報収集の手段等を掲載しております。



区といたしましても、ハザードマップを活用して、水害、土砂災害のリスクや、日ごろの備え等の理解促進につながりますよう、今後も総合支所やまちづくりセンターと連携し、地区での防災塾や訓練、講習会等を通じて、また、民間事業者等とも連携して、イベントで幅広い周知に努めてまいります。

◆福田妙美 委員 ぜひともお願いいたします。一過性で本当に終わってしまうと、なかなか皆さんに御理解が難しいので、何度も繰り返しながら、水害に対する命を守る行動をしっかりとお伝えしていただきたいと思います。

以上で私からの質問を終わり、高橋委員にかわります。